（登録外国認証機関の認証等の報告）

**第七十二条**　第四十九条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ロ」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第一項第三号ロ」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の事業所の変更の届出）

**第七十三条**　第五十一条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の業務規程）

**第七十四条**　第五十二条第一項及び第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、第五十二条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第二項の主務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の業務の休廃止の届出）

**第七十五条**　第五十三条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十二条第一項の規定による届出について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第七十六条**　第五十四条第一項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第三号の主務省令で定める方法について、第五十四条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の帳簿）

**第七十七条**　第五十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

**第七十八条**　法第四十一条第一項の主務省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | |
|---|---|
| 有機農産物 | 一　主務大臣が定める物質（当該有機農産物が外国で生産された農林物資（法第十二条第一項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産農林物資」という。）である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 有機加工食品 | 一　主務大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 有機飼料 | 一　主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 有機畜産物 | 一　主務大臣が定める物質（当該有機畜産物が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 有機藻類 | 一　主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 生産情報公表牛肉 | 一　生産情報の公表が取りやめられること。<br>二　公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。<br>三　公表されている生産情報が事実に反していること。<br>四　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 生産情報公表豚肉 | 一　生産情報の公表が取りやめられること。<br>二　公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。<br>三　公表されている生産情報が事実に反していること。<br>四　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 生産情報公表農産物 | 一　生産情報（生産情報と併せて主務大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあっては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。<br>二　公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。<br>三　公表されている生産情報が事実に反していること。<br>四　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 生産情報公表養殖魚 | 一　生産情報の公表が取りやめられること。<br>二　公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなること。<br>三　公表されている生産情報が事実に反していること。<br>四　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 人工種苗生産技術による水産養殖産品 | 一　当該農林物資に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 障害者が生産行程に携わった食品 | 一　障害者が携わった主要な生産行程が明らかでなくなること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| その他の農林物資 | 格付が行われた当該農林物資と異なる種類の農林物資と混合すること。 |

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

**第七十九条**　法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十三号による。

（主務大臣に対する申出の手続）

**第八十条**　法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所

二　申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

三　申出の理由

四　申出に係る取扱業者又は試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。）の氏名又は名称及び住所

五　申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称